

基本目標3【ライフスタイル】 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

■関連するSDGsの目標（関連するターゲットは56ページ参照）



世田谷区内では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の約5割を家庭が占めています。温室効果ガスを削減するには、日常生活の中で環境に配慮した省エネルギー行動に取り組むことが重要です。

「自然の恵みを活かして小さなエネルギーで豊かに暮らすまち世田谷」をめざし、環境に負荷をかけないライフスタイル・ビジネススタイルへ転換していくことが求められます。

また、ごみの発生抑制と再使用の2Rの取組みを行ったうえで、資源の有効活用を推進し、資源循環による環境に配慮した持続可能な社会の実現をめざします。

方針3-1：エコな暮らしを促進します

温室効果ガスの排出削減をはじめ、環境への負荷を減らしていくためには、日々の暮らしや事業活動の中で、エネルギーを使う家電製品や自動車等の利用を工夫するなどの行動について、それぞれの区民や事業者が取り組むことが重要です。

また、2014年（平成26年）から導入が開始されたスマートメーターは、エネルギーの使用状況を見える化し、最適な利用をサポートする効果があります。

区民や事業者に期待される環境行動を効果的に行えるよう、区としては少ないエネルギーを効率よく利用する方法や環境と調和した暮らし方の提案などを通じて、環境に負荷をかけないエコな暮らしを促進します。

◆施策

①環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの普及

環境に配慮した商品やサービスを選択する「COOL CHOICE」に関する取組みを推進し、区内における浸透を図ります。省エネ効果の高い電気製品への買い替えやLED照明への切り替え、宅配便の再配達を減らす宅配ボックスの利用、事業所でのクールビズやウォームビズの推進、アイドリングストップをはじめとするエコドライブなど、実践例や具体的な効果等の紹介による意識啓発に努めることで、区民・事業所等へ環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルを定着させ、活動の輪を広げていきます。

住宅や建物に関しても、区内事業者や産業団体等との協働によるセミナー等の実施により、ZEHなど高断熱・省エネ住宅のメリットを区民に分かりやすく発信し、環境に配慮した住宅の普及を進めていきます。

また、使用するエネルギーの総量を削減する取組みとして、協働リーディングプロジェクトの④『省エネポイントアクション』事業（詳しくは116～117ページ参照）をはじめ、環境に関するイベントなどの啓発活動を通じ、区民・事業者による省エネルギーに資する環境配慮行動を広く展開し、環境面や経済面でのPRに努めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

②スマートメーターの活用による省エネルギー行動の促進

2014年度（平成26年度）から導入が開始されたスマートメーターの活用によって、省エネルギーに役立つ行動を強化することを通じ、エネルギー使用量や二酸化炭素排出量の「見える化」を図ります。

主に、電力会社等の取組みについての情報収集や、他自治体の実証実験の成果を参考に、スマートメーターを活用することによって可能となる省エネルギーの取組みの研究を行い、区民への情報提供を進めます。

③歩行者・自転車を主役とした交通の促進

子どもから高齢者まで安心して移動できる歩行空間の確保を図るとともに、バスネットワークの充実などを通じて、歩いて楽しいまちづくりを進めます。

また、自転車利用の促進のため、コミュニティサイクルネットワークの拡充、民間シェアサイクル事業者との連携、駐輪場の整備を図り、世田谷区自転車ネットワーク計画に基づいた自転車走行環境の整備を進めます。民間事業者による駐輪場整備も進むよう、条例の附置義務に基づく指導、民営駐輪場の整備助成制度の周知、鉄道事業者や商店街による駐輪場設置への働きかけ等も行っています。

④環境負荷の低い交通手段の普及促進

電気自動車や燃料電池自動車などの次世代自動車は、二酸化炭素や大気汚染物質の排出が少なく、環境に負荷をかけない移動手段であるとともに、災害発生時に非常用電源として活用できます。

区は区内最大級の事業者として、電気自動車の導入及び燃料電池自動車の普及啓発を進めます。また、庁有車に電気自動車を導入する場合には、災害発生時の非常用電源として活用します。さらに、カーシェアリング、超小型モビリティ*、電動バイク*など、用途や交通環境に併せた利用方法による環境負荷の低い交通手段の普及を促進します。

⑤環境教育の推進

児童・生徒が地球環境に配慮した行動を効果的にできるように、様々な環境教育を実施していきます。引き続き、学習活動や学校生活という身近なところで自主的・主体的に実践し、家庭や地域に還元できる態度を育成するために実施する「せたがや学校エコライフ活動」を行うとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえ、自然・環境教育に係る学習を実施します。

また、太陽光発電など環境にやさしい設備の区立小・中学校への導入を図るとともに、そうした設備の活用や、ごみ問題、自然環境の保全などをテーマとした各学校での環境教育を推進します。

さらに、子どもたちが楽しみながら環境エネルギーについて学ぶ機会として「環境エネルギー・ラボ」を開催するほか、環境ポスターコンクールを実施し、小学生の環境に配慮した暮らし方への理解と関心を高めます。

⑥事業所における環境配慮の促進

事業所に対し省エネセミナーなどの情報提供等を通じて、事業所における環境に配慮した行動を促します。また、区の環境配慮制度や、その他の環境に配慮した取組みを実施する事業者を奨励する仕組みなどにより、事業者の優れた取組みやその効果について積極的に情報発信し、優れ

たものは顕彰し、世田谷区内での普及に努めます。ごみ減量、省資源やリサイクル等に取り組み、環境負荷を少なくしている小売事業者を応援する仕組みづくりに取り組みます。また、区内中小企業がISOやエコアクション21などの環境認証を取得することへの支援に努めます。

⑦海洋プラスチックごみ問題への対応

近年、世界的な話題となっている海洋プラスチックごみ問題に対し、国は有料レジ袋の義務化方針や、プラスチック・スマートキャンペーンなどの取組みを進めています。区では、こうした国や東京都の施策を踏まえ、「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」により、「区民・事業者への啓発」「プラスチックごみの海洋流出の防止」「プラスチックごみの発生抑制」の取組みを進めていくことなどを通じて、区としての役割を担っていきます（詳しくは87ページ コラム参照）。

また、生分解性プラスチックなど、環境にやさしい製品の開発状況にも注視し、区自ら積極的な利用に努めるとともに、環境に配慮した製品の情報発信により、利用の拡大を図っていきます。

さらに、協働リーディングプロジェクトの⑦『みんなのまちのクリーン大作戦』として、区民・事業者・団体と協力し、使い捨てプラスチックなどの散乱ごみの清掃活動を進めます（詳しくは122～123ページ参照）。

◆主な取組み

| 項目 | 担当部 |
|----------------------------|--------------|
| 区民・事業者とともに取り組む省エネポイント事業の推進 | 環境政策部 |
| 環境に関するイベントやシンポジウムの実施 | 環境政策部 |
| エコなライフスタイルについての情報発信 | 環境政策部 |
| コミュニティサイクルネットワークの拡充 | 道路・交通政策部、土木部 |
| 次世代自動車の区内利用の推進 | 環境政策部 |
| 学校エコライフ活動の推進 | 教育委員会事務局 |

◆環境・取組みの指標

| 項目 | 現状（2018年度 （平成30年度）） | 2024年度（令和6年 度）の目標値 |
|---------------------------------------|---|--|
| 区内の二酸化炭素排出量 ^(注1) 【単年度実績】 | 2,671千 t-CO ₂ （2016年度） | 2,537千 t-CO ₂ |
| 省エネポイントアクションの参加世帯数・ 結果報告世帯数【単年度実績】 | 参加登録 1,077世帯・団体 報告 860世帯・団体 【内訳】 ・2ヵ月コース 参加登録 399世帯・団体 報告 | 参加登録 1,500世帯・団体 報告 1,350世帯・団体 |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

| | | |
|--|---|------------|
| | 336世帯・団体 ・3ヵ月コース 参加登録 678世帯・団体 報告 524世帯・団体 | |
| 省エネポイントアクション3ヵ月コース 参加1世帯当たりのエネルギー消費量 ^(注1) 【単年度実績】 | 13.63GJ/世帯 | 11.78GJ/世帯 |
| エネルギーセミナー・総合相談の 実施回数・参加人数【単年度実績】 | 4回 292人 | 6回 480人 |
| 環境イベント等の参加人数【単年度実績】 | 3,120人 | 3,700人 |
| SNS等を含む区から発信する 環境情報の更新回数【単年度実績】 | 15回 | 30回 |
| 自転車通行空間 ^(注2) 整備延長距離 | 19.6km | 72.5km |
| 次世代自動車の普及率 ^(注3) | 15% | 25% |
| 学校エコライフ活動実施校数 【単年度実績】 | 区立小・中学校全校 | 区立小・中学校全校 |

注1：「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」における2030年度（令和12年度）の目標値を基に算出。

注2：自転車専用通行帯や自転車走行帯（ブルーゾーン）。

注3：区内のハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車の保有台数から算出。

コラム 国・東京都の補助制度

1. 国（2019年（平成31年）4月現在）

国では、環境に配慮した取組みに向け、以下の補助制度等を行っています。

| 項目 | 対象者 | 補助率・上限金額 |
|------------------------|--|---|
| 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業 | 補助対象：非営利法人 間接補助対象：既存戸建住宅を改修する者、既存集合住宅を改修する者 | ①既存戸建住宅への高性能建材導入：1/3（上限：120万円/戸） ②既存集合住宅への高性能建材導入：1/3（上限：15万円/戸） 【家庭用蓄電池】 ・設備費：定額（3万円/kWh、上限：1/3） ・工事費：定額（上限：5万円/台）を別途補助 【家庭用蓄熱設備等】 設備費及び工事費合わせて定額（上限：5万円/台）を別途補助 |
| クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金 | 補助対象：地方公共団体、法人・個人事業主等、個人等 | ・補助対象車種：燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車*、クリーンディーゼル自動車 ・補助割合：車種・グレードごとに定額 |

2. 東京都（2019年（令和元年）8月現在）

東京都では、環境に配慮した取組みに向け、以下の補助制度等を行っています。

| 項目 | 対象者 | 補助率・上限金額 |
|-----------------------|---------------------------------|---|
| 蓄電池システム | 戸建やマンションなど集合住宅の所有者、管理組合、住宅供給事業者 | ・補助率：機器費の1/6 ・上限：4万円/kWh(24万円/戸) |
| 家庭用燃料電池（エネファーム） | 戸建やマンションなど集合住宅の所有者、管理組合、住宅供給事業者 | ・補助率：機器費の1/5 ・上限：10万円/台(戸建)、15万円/台(集合) |
| 太陽熱利用システム | 戸建やマンションなど集合住宅の所有者、管理組合、住宅供給事業者 | ・補助率：機器・工事費の1/3 ・上限：6万円/m ² （24万円/戸(戸建) 15万円/戸(集合)） |
| ビークル・トゥ・ホームシステム（V2H）* | 戸建やマンションなど集合住宅の所有者、管理組合、住宅供給事業者 | ・補助率：機器費の1/8 ・上限：5万円/台 |
| 高断熱窓 | 戸建やマンションなど集合住宅の所有者、管理組合、リース事業者等 | ・補助率：材料費・工事費の1/6 ・上限：50万円/戸 |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

コラム 省エネポイントアクション及びモニタリング

区内のエネルギー消費量は、人口増加にも関わらず2002年（平成14年）頃をピークに減少傾向にありますが、温室効果ガスの排出量の約5割を家庭部門が占めており、家庭で使用するエネルギーの総量を削減することが、地球温暖化対策を進める上で急務となっています。

電気・ガス使用量の前年からの削減率に応じて区内共通商品券と交換できる省エネポイントアクションは、区民・事業者の皆さんに、日常生活の中で継続的に省エネルギー活動に取り組んでいただくため、みうら太陽光発電所の収益を活用して、2015年度（平成27年度）からスタートしました。参加者数は増加傾向で、2018年度（平成30年度）は、1,077世帯・事業所が参加しました。

2018年度（平成30年度）から、8・10・12月の電気・ガス使用量を報告する3ヵ月コースを新設しました。従来の参加者が任意に決めた2ヵ月間、省エネに取り組む2ヵ月コースと併せて、参加者全体の電気・ガス削減率や二酸化炭素削減量の変化を継続的にモニタリングし、省エネルギーの進捗状況及び効果を把握する基礎資料としていきます。

平成30年度 参加登録期間 平成30年6月1日～10月31日 先着順で受付中！

「省エネポイントアクション」の参加者を募集しています

電気・ガス使用量を削減して区内共通商品券をGETしよう！

※この事業は、「みうら太陽光発電所」の収益を活用しています。

区では、区民の皆さまの省エネの取組みを支援するため、平成27年度に開始した「省エネポイントアクション」を今年度も実施します。省エネを進める各コースに参加登録して結果をお知らせいただくことで、「省エネポイント」を獲得できます。省エネポイントは、1ポイント＝1円相当の区内共通商品券と交換いただけます。（500ポイント単位）

※区内共通商品券の購入については、平成26年3月に神奈川県三浦市の区有地に開設した「みうら太陽光発電所」で発電した電気を売却して得られた収益を対価としています。

世田谷区

省エネポイントアクションリーフレット

コラム 環境エネルギー・ラボ

「環境エネルギー・ラボ」は、未来を担う子どもたちに、環境やエネルギーについて楽しく、正しく学ぶ機会を提供し、環境への意識を高めることを目的として、世田谷区と、大学やNPO等で構成される環境エネルギー・ラボ実行委員会との共催により、2017年（平成29年）から開催しています。

2018年（平成30年）7月に三軒茶屋で開催した「環境エネルギー・ラボ2018 in せたがや」では、大学・NPO・企業・自治体等の協力のもとに、子ども向け環境エネルギーのワークショップや教育関係者の交流、新しい環境技術の紹介などを行いました。2日間で約3,120名の来場者を得て、子どもたちの環境意識の醸成や、環境にやさしい行動を促進する機会となっています。



環境エネルギー・ラボ公式ロゴマーク



環境エネルギー・ラボの開催当日の会場の様子

コラム 川場移動教室での自然や環境に関する取組みについて

区立小学校5年生の川場移動教室では、「川場の里山入門プログラム」を実施しており、日本の森林・里山の現状や役割についてスタッフからの説明を受けつつ、実際に現地に赴くことで自分の目を通して、“森林を守ることは環境を守ることにつながる”と学んでいます。

また、「川場里山プログラム」の一つとして、日本の林業や間伐材の利用方法について学び、“間伐材を使った箸作り”を体験することで自らが自然保護に貢献していると実感できるよう取組みを行っています。



「川場の里山入門プログラム」の様子



「川場里山プログラム」における箸作り体験の様子

コラム 「健康村里山自然学校」の取組みについて

区民の「第二のふるさとづくり」をめざし、1981年（昭和56年）に群馬県川場村と「区民健康村相互協力に関する協定（縁組協定）」を締結し、区民健康村づくりを進めてきました。1992年（平成4年）から、川場村の環境を区民・村民の共通の財産とし、守り・育てていく活動として開始しました。多くの区民・村民が協働で築き上げてきた自然を守り、里山の魅力を楽しみながら学ぶ事業として活動を行っています。



「健康村里山自然学校」における取組みの様子



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

コラム エコショップ制度

エコショップ制度は、環境に配慮した活動に積極的に取り組んでいる小売店等を自治体が認定することにより、小売店等の活動を広く住民に周知し、利用の推奨を図っていく制度であり、いくつかの自治体で導入されています。

多くの自治体では「簡易包装やレジ袋削減の推進」「資源回収の推進」「ごみの減量」といった実施項目を掲げ、一定以上の項目を満たしている小売店等をエコショップとして認定し、認定証やステッカーの交付、自治体ホームページへの掲載等により、住民へのPRを行っています。

各自治体では、この制度の導入により、環境に配慮したライフスタイルの確立を図るとともに、3Rをより一層推進することで資源循環型社会の実現をめざしています。



港区エコショップステッカー

コラム 海洋プラスチックごみ問題

プラスチックは、その性質を利用することで、あらゆる身近なものに使用され、私たちの生活に欠かせないものになっています。一方で、不適正な処理のため、世界全体で年間約800万トンのプラスチックごみが陸から海へ流出していると推計され、このままでは2050年（令和32年）までに、魚の重量を上回るプラスチックが海洋に流出すると予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。

2019年（令和元年）6月のG20大阪サミットでは、2050年（令和32年）までにプラスチックによる新たな海洋汚染をゼロにすることを盛り込んだ首脳宣言が採択され、我が国でも2020年（令和2年）7月からのレジ袋有料化を義務づける方針が示されるなど、プラスチックごみの削減等に向けた社会的な動きが加速しています。

また、プラスチック廃棄物の輸出を規制する「バーゼル条約」が国際会議で決まったことなどからも、海洋プラスチックごみ問題は地方自治体にとっても喫緊の課題となっています。

区では、海洋プラスチックごみ問題への抜本的な取り組み策として「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」を立ち上げ、対策を進めています（詳しくは87ページ コラム参照）。



ウミガメに巻きついたプラスチック

出典：UN World Ocean Day



マイクロプラスチック

写真出典：公益社団法人 日本環境教育フォーラム

海に流れ出たプラスチックごみは細かく砕かれてマイクロプラスチックになり、生態系に影響を与えることが心配されています。

コラム 世田谷プラスチック・スマートプロジェクト

区では、新たにプラスチック・スマートプロジェクトを立ち上げ、今後、海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、「区民・事業者への啓発」「プラスチックごみの海洋流出の防止」「プラスチックごみの発生抑制」の3つの方針を掲げ、抜本的な取組みを進めていきます。

「区民・事業者への啓発」として、海洋プラスチックごみ問題のチラシ等による区民・事業者への周知、子ども向け環境学習イベントにおける環境教育の実施、ごみの収集カレンダーへの海洋プラスチックごみ問題に関する掲載を行ってまいります。2019年（平成31年）2月には、環境シンポジウム「プラスチックごみ問題から持続可能な社会を考える」を開催しました。

「プラスチックごみの海洋流出の防止」として、地元の小学生や区民ボランティア等による多摩川の河川敷における清掃活動を実施する「多摩川クリーン作戦」を行います。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、世田谷区を訪れる方々を「きれいなまち」でお迎えするため、区民、事業者、大学、商店街等に対して呼びかけを行い、各主体が積極的に一斉清掃活動を行う取組みを実施してまいります。さらに、区民、団体等による日常的な環境美化活動に対しても、使用物品の貸与などを行ってまいります。

「プラスチックごみの発生抑制」として、区内の事業所で発生する食品ロスや使い捨てプラスチック等の抑制のため、排出削減に取り組む小売店や飲食店を「せたがやエコフレンドリーショップ」として支援してまいります。また、区民の自宅等で使用されていないエコバッグを有効活用したエコバッグシェアを実施します。さらに、区の率先行動として、区主催のイベントや会議、区施設内の食堂や売店等における使い捨てプラスチック製品・容器包装の使用を可能な限り削減することなどに努めてまいります。

まちや川のプラスチックごみを減らして海を守ろう!

今、海のプラスチックごみが大きな環境問題になっています。まちや川原にポイ捨てされたごみは、雨や風で流されて、川から海に運ばれてしまいます。世田谷区には海はありませんが、海のプラスチックごみを減らすために、一人ひとりがエコ活動に取り組んでいきましょう。

海に流れ出したプラスチックごみは、細かく砕かれてマイクロプラスチックになり生態系に影響を与えることが心配されています。

問合せ先：世田谷区環境政策部環境計画課
電話：03-5432-2214 FAX：03-5432-3062

やってみよう! マイECOアクション

海洋プラスチックごみをなくすために

まちのプラスチックごみを減らし、海洋プラスチックごみをなくすためには、一人ひとりができる小さな取組みが大切です。以下を参考に自分のできるECOアクションに取り組みましょう。

- 1. 買い物にはエコバッグを持参しよう!
- 2. 無理にリサイクルボックスに詰め込むのはやめよう!
- 3. まちの清掃活動に参加しよう!
- 4. 水分補給にはマイボトルを活用しよう!
- 5. 詰め替え商品を使ってプラスチックごみの量を減らそう!
- 6. 使い捨てプラスチック(ストロー、スプーンなど)をもらわないようにしましょう!
- 7. カラス避けネットを正しく使用しよう!
- 8. 容器包装の少ない商品を選ぼう!
- 9. ポリ袋やプラ容器はもらわずに自分で用意しよう!
- 10. 壊れても捨てずに修理して繰り返し使おう!
- 11. リユースショップを活用しよう!
- 12. 私たちの無意識が海洋プラスチックごみ問題につながっていることを知ろう!

Plastics Smart

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世田谷区は、関係者が推進している「プラスチック・スマート」フォーラムに参加しています。海のプラスチックごみ削減の取組みは、国連が推進する「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に寄与します。

海洋プラスチックごみ問題の啓発ちらし

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 資料編

方針 3-2 : 住まい・建物の省エネルギー化を進めます

温室効果ガスの削減には、エコな暮らしを実践するとともに、建物の断熱性能向上、省エネルギー機器等の設置などにより、住まいや建物の環境性能を高めていくことも重要です。

近年では、創エネルギー機器や蓄電池を備え、エネルギー利用の最適制御を行う「スマートハウス」が供給されるようになっていきます。今後新たに建設される住宅・建物に対しては、制御の最適化を含めた一層の省エネルギー対策が求められています。

住宅都市である世田谷区において温室効果ガスを大幅に削減するため、新築だけでなく、既存の戸建て住宅・集合住宅における環境に配慮したリノベーション、事業所の省エネルギー化などにより、住宅・建物全体としての省エネルギー化を進めます。

◆ 施策

① 環境に配慮した住宅リノベーションの推進

省エネルギー性能を高める住宅改修や高効率で環境性能の高い機器等の設置、また、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等に関する情報提供等に努めます。具体的には、「世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金」の活用に向け、区民に対しては、ホームページでの周知や各まちづくりセンター等へチラシの配架を行い、事業者に対しては、技術講習会などを通じて制度を周知するなど、継続して取り組むことで、環境に配慮した住宅リノベーションを進めていきます。

また、高断熱窓への取替え等の一定の省エネ改修工事等を実施した区民に対する所得税額の特別控除制度についての情報発信に努めます。

さらに、集合住宅における「マンション環境性能表示」等による環境性能の向上とともに、マンション管理組合などを対象とした省エネセミナー等を開催することで、住まいの環境負荷の低減に向けた意識啓発に努めます。

協働リーディングプロジェクトの③『全ての家をもっとエコに！』を実行するために、区としては、国や東京都の住宅改修等の補助金制度の周知及び「世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金」などを通じて、区民の省エネ住宅への意識を醸成します。区民は住居などの断熱や省エネ機器導入による省エネ住宅をめざします（詳しくは113～115ページ参照）。

② 住まい・建物における省エネルギー機器の利用促進

住まい・建物におけるLED等をはじめとする省エネ型の照明や家電への買い替え、空調設備、高効率給湯器やボイラー等への交換等とともに、家庭用燃料電池の普及を促していきます。

また、HEMS*（住宅エネルギー管理システム）、BEMS*（ビルエネルギー管理システム）、MEMS*（マンションエネルギー管理システム）等について、国や東京都の補助金や導入事例等に関する情報提供を推進し、エネルギー供給や需要状況の「見える化」によるエネルギー利用の最適化を促進することで、戸建住宅、ビル、マンションにおける建物全体の省エネルギー化に取り組めます。

③事業所の省エネルギー化の促進

中小企業者を対象とした再生可能エネルギー、省エネルギー設備導入に係る融資あっせん、東京都が実施する省エネ診断や省エネルギー研修会・出張相談会等に関する情報提供などによって、事業所における一層の省エネルギー化を促します。

また、区の環境マネジメントシステムにおける、優良な取り組み等を積極的に公開し、事業者の省エネルギー行動を促進します。

④環境技術の発信

区内の大学や産業団体と連携して、暮らしや事業活動に活かせる新たな環境技術を発掘し、実用化に向けて取り組むとともに、「環境エネルギー・ラボ」（詳しくは84ページコラム参照）をはじめとする環境イベント等により広く区民、事業者等へ発信します。

⑤大規模建築物等における省エネルギーの推進

大規模建築物の建設においては、環境配慮制度に基づき、断熱性能の強化や省エネルギー設備等の導入を事業者へ要請し、省エネルギー化を進めていきます（詳しくは96ページ方針4-1①参照）。

また、事業者と連携し、再開発など街づくりの取り組みを契機とした地域冷暖房、建物間熱融通等の導入を促進します。

⑥公共施設の一層の省エネルギー化

「世田谷区環境配慮公共施設整備指針（公共施設省エネ指針）」に基づき、事務所、集会施設、学校などの新築・改築・大規模改修に合わせ、施設の特性に応じて効果的・効率的な省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入、緑化等を実施し、エネルギー消費量の削減を強化します。

また、設備の更新に合わせた公共施設の照明の高効率化や街路灯のLED化を進めるとともに、民間のノウハウを活用したESCO事業の導入を進め、環境負荷低減と光熱水費負担の軽減を図ります。

現在、整備計画が進められている本庁舎では、高効率空調機やLED照明等の導入による徹底的な省エネルギーを進めるとともに、エネルギー状況を見える化するためBEMSを導入する計画としています。これにより、CASBEE（建築環境総合性能評価システム）*で最上位のSランクをめざすとともに、ZEB Orientedを取得し、環境負荷の少ない持続可能な庁舎をめざしていきます。

◆主な取り組み

| 項目 | 担当部 |
|--------------------------------|-------|
| 民間主導の新しい再生可能エネルギー活用施策の立案・実施・発信 | 環境政策部 |
| 環境配慮型住宅リノベーション推進事業 | 環境政策部 |
| 家庭用燃料電池の普及促進 | 環境政策部 |
| 事業所の省エネルギー化促進 | 環境政策部 |
| 環境配慮制度 | 環境政策部 |

◆ 環境・取組みの指標

| 項目 | 現状（2018年度 （平成30年度）） | 2024年度（令和6年度） の目標値 |
|------------------------------------|--------------------------------|---|
| 新築住宅に占める省エネルギー住宅の割合（注1）【単年度実績】 | 22.1% | 30% |
| 環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金の助成件数 | 617件 | 1,517件 |
| 家庭用燃料電池の導入件数 | 5,809件 | 10,539件 |
| 環境配慮制度に基づく評価算定書の星の数（注2）（再掲）【単年度実績】 | 平均1.8個 | 平均2.0個 |
| 区役所全体のエネルギーの削減（平成21年度比）【単年度実績】 | 6.9%削減 | 16.4%以上削減（2021年度） |
| 区の市新庁舎における二酸化炭素排出量（単位面積当たり） | 76.6kg/m ² （2016年度） | 41.1kg/m ² （注3）（2027年度新庁舎完成） |

注1：広義にはZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）も省エネルギー住宅に含まれるが、本指標では長期優良住宅及び低炭素建築物の認定申請等件数から割合を算出している。

注2：環境配慮制度に基づく評価算定書では、「自然エネルギーの有効利用」「省エネルギー対策」「みどりの保全・創出」「災害対策」の4項目において、最小1個（適合水準配慮）から最大3個（優良な配慮）により評価している。

注3：実施設計時の予測値。

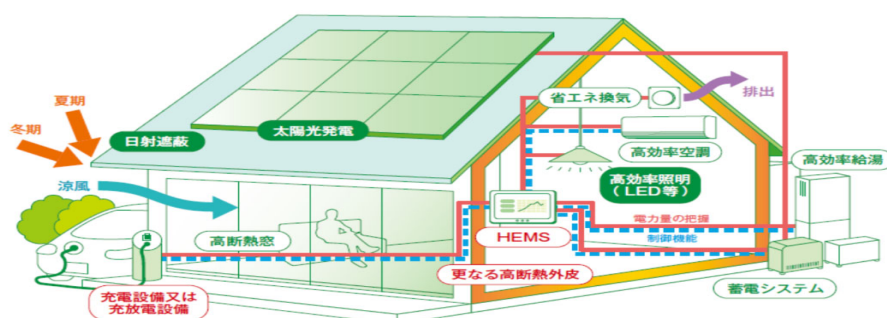
コラム ZEH

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは、室内外の環境品質を低下させることなく、再生可能エネルギーの利用や高い断熱性能と高効率設備による可能な限りの省エネルギー化により、年間での一次エネルギー消費量の収支がゼロ、または概ねゼロとなる住宅のことです。

国は、2018年（平成30年）に閣議決定した「第5次エネルギー基本計画」において、「2020年（令和2年）までに新築注文戸建住宅の半数以上で、2030年（令和12年）までに新築住宅の平均でZEHの実現をめざす。」という目標を掲げています。

住宅都市である世田谷区では、二酸化炭素排出量の約5割（2016年度（平成28年度））が、家庭でのエネルギー消費に伴うものとなっており、地球温暖化対策として、各家庭の省エネ・創エネの取組みが重要です。

区は、住宅メーカーや資源エネルギー庁、世田谷区住宅相談連絡協議会等の協力を得て、ZEHについて紹介するセミナーや住宅の省エネ化改修相談会の開催、国及び東京都の補助制度の紹介などを行い、省エネ住宅の普及促進に取り組んでいます。



図：ZEHのイメージ

資料提供：資源エネルギー庁

コラム 地域冷暖房

地域冷暖房は、一定の地域内にある建物群に向けて、熱供給設備（地域冷暖房プラント）から、冷水・温水・蒸気などの熱媒を地域導管を通じて供給し、冷房・暖房・給湯などを行うシステムです。地域冷暖房の導入により、省エネルギー性に加えて、環境保全や利便性、安全性の向上など、様々なメリットが期待されています。

- 熱源設備の集約化・大容量化により、優れた省エネルギー性・環境性を実現します。
- 再生可能エネルギー熱や都市排熱の有効活用が可能です。
- 高度な運転技術による省エネルギーと安定供給を実現します。
- 非常時においても、熱エネルギーや電気を一定期間供給できるシステム構築が可能です。



図：地域冷暖房のイメージ

出典：一般社団法人熱供給事業協会

なお、世田谷区内においては、用賀四丁目の一部の地域が都市計画決定されています。

用賀四丁目地区供給区域

| 名称 | 面積 | 備考 |
|--------------|--------|-------------|
| 用賀四丁目地区熱供給区域 | 約4.8ha | 世田谷区用賀四丁目地内 |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

方針 3-3 : ごみの発生抑制と資源の有効活用を推進します

環境に配慮した持続可能な社会の実現のため、2R（発生抑制「リデュース」・再使用「リユース」）行動を一層促進することが必要です。

そのため、区民1人1日当たりのごみの排出量を482gにすることを目標に区民・事業者主体の2Rの取組みを促進し、ごみになるものそのものを減らします。それでも発生してしまうごみについては分別を徹底し、適正なリサイクルにより、資源を有効活用していきます。

◆ 施策

① 不用な「もの」を出さない暮らしや事業活動の促進

3R（発生抑制「リデュース」・再使用「リユース」・再生利用「リサイクル」）のうち優先順位が高い、2Rの取組みを推進するため、生産・流通・消費に関わる区民・事業者が不用な「もの」を出さない暮らしや事業活動への転換を促します。また、小売店等における環境的な取組みを支援することなどにより、マイバッグ利用やプラスチック包装の少ない商品の導入・選択などを促進し、近年問題となっている使い捨てプラスチックについても、削減をめざします（協働リーディングプロジェクトの⑤『エコな消費行動』（詳しくは118～119ページ）参照）。

さらに、「世田谷区2R推進会議」での普及啓発活動をはじめ、資源再利用活動の取組みへの支援などを通じて、区民との協働を進めます（詳しくは95ページコラム参照）。

② 分別の徹底とリサイクルの推進

2Rの取組みを行ってもなお排出される不用な「もの」について、限りある天然資源を循環させるため、収集日や分別方法を掲載した「資源・ごみの収集カレンダー」の全戸配布や、登録者に収集日をメールで知らせる「資源・ごみ収集日お知らせメール」を配信するなど、ごみの分別に関する情報を発信し、分別と排出のルールを徹底することで、リサイクル可能な資源を有効活用します。

また、区民・事業者に対する資源やごみの分別徹底を呼びかけるとともに、効率的かつ安定的な収集やリサイクルを含めた円滑な処理体制を継続していきます。

可燃ごみとして出されるプラスチックについては、現状のサーマルリサイクル（清掃工場で焼却して発電）を当面は継続しながら、より環境負荷の少ない手法について外部の知見も加えて調査・研究し、将来の一般廃棄物の処理処分・リサイクルに関するルールのあり方に関し、コストに見合った環境負荷低減効果も含め検討していきます。

③ 区民主体で行う資源回収への支援と情報発信の実施

区民が主体となって行う資源回収（集団回収）への支援を実施するとともに、地域で行う古着古布回収の情報を広く発信し、行政によらない資源のリサイクルを促進します。

④ 食品ロスの削減

各種イベント等の様々な機会を積極的に利用し、「フードドライブ*」や、「3010運動*」に関する啓発活動に努めることで、食品ロスの削減に努めます。

⑤緑化廃棄物の有効活用

世田谷みどり33の施策等による緑化の推進に伴い、剪定枝等の廃棄物も増加が見込まれています。これらの剪定枝を資源として有効活用するため、他市町村の再生資源化施設に運搬できるよう他自治体と事前協議のうえ、資源化ルートを整え造園業者等事業者の運搬先を清掃工場から再生資源化施設へと誘導し、剪定枝の資源化を促進します。

◆主な取組み

| 項目 | 担当部 |
|--------------------------|-----------|
| ごみの分け方・出し方のきめ細やかな情報提供の実施 | 清掃・リサイクル部 |
| 生ごみの発生・排出抑制の促進 | 清掃・リサイクル部 |
| 生ごみの水切り行動の促進 | 清掃・リサイクル部 |
| 粗大ごみ・不燃ごみの資源化 | 清掃・リサイクル部 |
| 資源・ごみ収集日お知らせメールの配信 | 清掃・リサイクル部 |
| 食品ロスの削減に向けた取組み | 清掃・リサイクル部 |
| 緑化廃棄物（剪定枝等）の再生利用 | 清掃・リサイクル部 |

◆環境・取組みの指標

| 項目 | 現状（2018年度 （平成30年度）） | 2024年度（令和6年度） の目標値 |
|---|------------------------|-----------------------|
| 区民1人1日当たりのごみ排出量 【単年度実績】 | 530g/人・日 | 482g/人・日 |
| 事業系リサイクルシステム ^{（注）} 参加事業者数 【単年度実績】 | 882件 | 1,000件 |

注：世田谷区リサイクル協同組合が、区と協力し、区内の事業所の事業活動から排出される資源（新聞・雑誌・ダンボール・オフィス古紙・びん・かん）を直接回収する事業で、区内全域で実施されている。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

コラム 食品ロス、もったいない643万t

まだ食べられるにも関わらず、廃棄されている食品ロスの量は、日本国内で約643万t（2016年（平成28年））と推計されています。世田谷区で排出される可燃ごみ、不燃ごみ（約17万t）の約38年分と同じ量のまだ食べられる食品が毎年廃棄されています。区内の食品ロスの量は、毎年約5千tと推計しています。これは、日本人93,000人が1年間に消費するお米の量に相当します。

食品、特に農作物や畜産物は栽培や飼育が行われているため、食品ロスが発生するとそこで消費したエネルギーや水も無駄になってしまいます。例えば、ブラジルで栽培されたトウモロコシー本を育てるために約87Lの水が使われています。食料の多くを海外に依存する私たち日本人が食品ロスを発生させると、海外の貴重な水や資源を浪費したことにもなってしまいます。

食品ロスを減らすためには、まず本当にその食材が必要か、消費・賞味期限までに使いきれぬか考えてお買い物をするのが重要です。また、外食時も飲食店などで自分が食べられる量を注文して美味しく食べきることも食品ロスを減らす大切な行動です。

食品ロスは「もったいない」の象徴ですが、私たちのちょっとした考えや行動を変えることで確実に減らすことができます。今日から食品ロスを削減する行動に取り組んでみませんか。

未使用食品をお預かりし、区内の子ども食堂等で活用するフードドライブを区内8箇所（世田谷・北沢・玉川・砧・烏山の各総合支所、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台、梅丘分庁舎）で実施していますので、贈答品などでどうしても食品が余ってしまった場合はご活用ください。

世田谷区では、食品ロスの削減や容器包装の少ない商品の購入方法を学ぶ「エコなお買い物体験」（詳しくは118ページ参照）を小学校の授業やイベントで実施しています。



フードドライブの様子

コラム 世田谷区2R 推進会議

区民や大学、事業者等が2R（発生抑制「リデュース」・再使用「リユース」）に重点を置き、ごみ減量に無関心な世代をターゲットにした、従来型的手法にこだわらない柔軟な発想で事業を展開する「世田谷区2R推進会議（2R推進会議）」を運営しています。2R推進会議では、ごみの減量による効果（環境情報）を区民に分かりやすく伝える方法の検討や、会議に参加する小売事業者と連携して小学生が実際に店舗でごみの排出量が少ない環境に優しい商品選びなどを体験する「エコなお買い物体験」（詳しくは118ページ参照）を開催し子どもやその保護者への普及啓発に力を入れています。

2R推進会議を中心に行政以外の団体等が主体的にごみ減量に取り組める環境を整え、さらに区民一人ひとりがごみをなるべく出さない生活を送れるよう2Rに関する情報を発信していきます。

コラム 資源再利用活動（集団回収）

町会や自治会、マンション管理組合などが主体となり、資源再利用活動団体として資源回収を実施しています。集団回収は、住民による自主的な資源回収のため、資源物の品質がよく市場価値も高くなります。また、住民同士が協力関係を構築することが前提の活動であるため、地域コミュニティが活性化します。

行政による分別回収と集団回収を資源回収の両輪として、資源の有効活用を推進し、ごみの減量を実現していきます。



資源再利用活動（集団回収）の様子

コラム 事業系リサイクルシステム

事業活動に伴って排出される廃棄物は、事業者による自己処理が原則ですが、分別や減量が徹底されていないのが現状です。そこで世田谷リサイクル協同組合と区が協力して、区内の事業所と一緒に取り組む、事業系リサイクルシステムを構築し、効率的な資源の回収を行っています。一般的な廃棄物処理料金よりも回収価格を安価に設定しているため、事業者も経済性を確保した上で、ごみの減量化を図り、環境に配慮した企業活動を行うことで、さらなる社会貢献につながっています。

基本目標 4【地域社会】 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります

■関連するSDGsの目標（関連するターゲットは59ページ参照）



地球温暖化に対しては、環境負荷を抑え温暖化を緩和する取組みと、温暖化に伴う気候変動に適應する取組みが必要です。

そのため、ヒートアイランド現象による暑さ対策や、短時間強雨等の異常気象による道路冠水対策など、グリーンインフラの観点による街づくりが必要です。

環境負荷の低減に資する街づくりや交通網の整備に取り組み、持続可能な地域社会を形成するとともに、地域コミュニティを活かした、安心・安全な地域社会づくりを進めます。

方針 4-1：環境負荷の小さいまちをつくります

環境負荷の小さいまちづくりを進めるため、大規模な開発事業等における自然エネルギーの利用や緑化などを推進するとともに、建築行為や道路整備における環境への取組みを推進し、風通しがよくゆとりのある都市空間を形成します。

また、公共施設の省エネルギー化と環境マネジメントシステムの推進について、現在整備が進められている本庁舎において率先して取り組んでいくとともに、他の公共施設へも取組みを広げていきます。

◆施策

①大規模建築物等における環境配慮の推進

大規模な開発事業等に際し、環境配慮制度を通じて、開発事業者等に対し、太陽光、太陽熱、地中熱等の「自然エネルギーの有効利用」、高効率給湯器、LED照明等、高効率で環境性能の高い機器の採用、断熱性能の向上、自然換気システムの採用等の「省エネルギー対策」、気候に適した在来種の採用、落葉樹と常緑樹のバランスや遮熱や通風に配慮した植栽計画によるみどりの質の向上、敷地内にある既存樹木の保存等の「みどりの保全・創出」、建物の耐震性能の向上、防火水槽や防災用倉庫、マンホールトイレ、防災井戸等の設置、非常用の発電機・蓄電池の確保等の「災害対策」を要請し、環境配慮の取組みを誘導していきます。

また、住環境の整備に関する条例により、一定規模以上の建築計画には環境空地の設置や雨水流出の抑制を誘導します。建築物の新たな高さ規制により、市街地環境の向上に資する建築物に対しては、指定値を超える高さの上限を設定し、住環境の保全と向上をめざす「規制」と「誘導」を組み合わせた取組みを進めていきます。

②風通しがよくゆとりのある都市空間の形成

建設行為等に際して区民・事業者によりゆとりある土地利用や周辺の街並みと調和した建物の外観、色彩の選択を要請します。また、住環境の整備に関する条例により壁面後退や環境空地の設置を誘導するとともに、区内の9割超を占める住居系及び工業系用途地域に敷地の最低限度の制限を導入し、敷地の細分化、建築物の建て詰まりを抑制します。都市計画道路や主要生活道路の整備

の際には、地区の状況に応じて地区計画制度等の導入も検討し、緑化・通風・採光等の環境維持空間の確保を推進し、歩きやすく、ゆとりのある快適な都市空間を形成します。これらの様々な建築や都市空間の更新の機会を通じて、「みどりと安らぎがあり、住みたくなるまち」の実現をめざします。

③風景づくりの推進【方針1－2④再掲】

魅力ある風景の創造に向け、区民・事業者・行政が協働して風景づくりを進めるとともに、区民に対する意識啓発に向けたイベント等を開催します。

一定規模以上の建設行為等に対し、景観法及び風景づくり条例に基づく届出や協議、風景づくりのガイドライン等のPRにより、魅力的な風景づくりを誘導します。

幹線道路等において、無電柱化の推進による都市景観の向上を図るとともに、街路樹等が豊かに生育するよう適切な維持管理を行うことで、魅力的な風景づくりに努めます。

④公共施設の一層の省エネルギー化【方針3－2⑥再掲】

「世田谷区環境配慮公共施設整備指針（公共施設省エネ指針）」に基づき、事務所、集会施設、学校などの新築・改築・大規模改修に合わせ、施設の特性に応じて効果的・効率的な省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入、緑化等を実施し、エネルギー消費量の削減を強化します。

また、設備の更新に合わせた公共施設の照明の高効率化や街路灯のLED化を進めるとともに、民間のノウハウを活用したESCO事業の導入を進め、環境負荷低減と光熱水費負担の軽減を図ります。

現在、整備計画が進められている本庁舎では、高効率空調機やLED照明等の導入による徹底的な省エネルギーを進めるとともに、エネルギー状況を見える化するためBEMSを導入する計画としています。これにより、CASBEE（建築環境総合性能評価システム）で最上位のSランクをめざすとともに、ZEB Orientedを取得し、環境負荷の少ない持続可能な庁舎をめざしていきます。

⑤区役所の環境マネジメントシステムの推進

区長のトップマネジメントのもと、全ての職員・職場が取り組む区環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」に基づき、PDCAサイクルにより、率先して省資源、グリーン購入等環境配慮活動を進めていきます。さらに区は一事業者として、環境に配慮した商品やサービスを選択する「COOL CHOICE」を推進し、環境負荷の少ない行政運営に努めていきます。

また、区の公共施設全体のエネルギー消費量の削減のため、ソフト・ハードの両面から取り組みを進めます。

取り組み結果についてはホームページで公表し、区民の省エネへの取り組みを促進します。

◆主な取り組み

| 項目 | 担当部 |
|--------------------------------|------------------|
| 環境配慮制度による開発事業者等への環境配慮の充実 | 環境政策部 |
| 建設行為等の届出に伴う事前調整 | 都市整備政策部 各総合支所 |
| 風景づくり条例に基づく建設行為等の届出制度による誘導（再掲） | 都市整備政策部 |

| | |
|-----------------|---------|
| 公共施設の省エネルギー化の推進 | 施設営繕担当部 |
| 区役所全体のエネルギーの削減 | 環境政策部 |

◆環境・取組みの指標

| 項目 | 現状（2018年度 （平成30年度）） | 2024年度（令和6年度） の目標値 |
|---|-----------------------------------|--|
| 環境配慮制度に基づく評価算定書の星の数 ^{（注1）} （再掲）【単年度実績】 | 平均1.8個 | 平均2.0個 |
| LED等高効率照明改修施設 | 126施設 | 166施設（2021年度） |
| 街路灯LED化 | 13,391灯 | 25,350灯 |
| ESCO事業導入済施設件数 | 5件 | 6件（2021年度） |
| 区の新庁舎における二酸化炭素排出量 （単位面積当たり）（再掲） | 76.6kg/m ² （2016年度） | 41.1kg/m ² ^{（注2）} （2027年度新庁舎完成） |
| 区役所全体のエネルギーの削減 （平成21年度比）（再掲）【単年度実績】 | 6.9%削減 | 16.4%以上削減 （2021年度） |
| 区民対象の省エネ診断*実施の働きかけ件数 【単年度実績】 | 349件 | 490件 |

注1：環境配慮制度に基づく評価算定書では、「自然エネルギーの有効利用」「省エネルギー対策」「みどりの保全・創出」「災害対策」の4項目において、最小1個（適合水準配慮）から最大3個（優良な配慮）により評価している。

注2：実施設計時の予測値。

コラム 環境配慮制度

我が国では、これまでの公害対策や自然環境の保全とともに、温暖化防止などの地球環境問題が大きな課題となり、1993年（平成5年）11月に環境基本法が制定されました。世田谷区は、こうした地球規模の問題から身近な地域の環境問題に対応するため、環境基本条例を制定し、区民・事業者及び区の協働により「環境と共生する都市世田谷」の実現をめざしています。

環境配慮制度では、開発事業者等の方々に対し、詳細な取組み項目を例示して、環境への配慮を要請し、協議終了後に「環境計画書」、「説明会開催状況報告書」の提出を求め、その内容を『環境配慮幹事会』などで検討したうえで『世田谷区環境審議会』に報告します。

また、2016年（平成28年）7月より配慮内容を評価する仕組みを取り入れ、ホームページで公表するとともに、高い評価が得られた計画については表彰を行っています。



環境配慮制度のステッカー

方針 4-2 : 環境にやさしい移動・交通ができるまちをつくります

世田谷区内では温室効果ガスである二酸化炭素の排出量の約2割を運輸部門が占め、渋滞による低速走行が二酸化炭素の排出量を増大させるとともに、大気環境を悪化させる原因の一つとなっています。

そのため、徒歩や自転車で快適に移動できるまちづくりを進めるとともに、公共交通の充実や環境負荷の低い次世代自動車の利用促進を進めます。

また、区内の自動車交通を円滑化し、二酸化炭素の排出削減につながる道路整備に取り組むなど、環境にやさしい移動・交通ができるまちをつくります。

◆ 施策

① 歩行者・自転車を主役とした交通の促進【方針 3-1 ⑥再掲】

子どもから高齢者まで安心して移動できる歩行空間の確保を図るとともに、バスネットワークの充実などを通じて、歩いて楽しいまちづくりを進めます。

また、自転車利用の促進のため、コミュニティサイクルネットワークの拡充、民間シェアサイクル事業者との連携、駐輪場の整備を図り、世田谷区自転車ネットワーク計画に基づいた自転車走行環境の整備を進めます。民間事業者による駐輪場整備も進むよう、条例の附置義務に基づく指導、民営駐輪場の整備助成制度の周知、鉄道事業者や商店街による駐輪場設置への働きかけ等も行っていきます。

② 環境の向上に資する道路整備

都市計画道路等の整備促進による道路ネットワークの構築や道路と鉄道の連続立体交差化による開かずの踏切の解消に取り組み、交通渋滞や踏切事故をなくすとともに、二酸化炭素の排出量の削減に貢献します。

また、区内のみならず首都圏広域の渋滞緩和や、円滑な交通ネットワークの整備に大きく寄与する、東京外かく環状道路について、国や東京都等に対し、引き続き早期整備を働きかけていきます。区内の狭あい道路の解消に向けては、助成金や奨励金制度を活用し、沿道建築物の建替え等に併せた狭あい道路の拡幅整備を進めていきます。

さらに、建替えを伴わない敷地に対しても拡幅整備に関する啓発活動を実施し、建替え等に伴う拡幅箇所隣接した沿道建築物等の所有者に対する道路拡幅整備への協力の呼びかけ等による連続的な整備を促進します。

◆ 主な取組み

| 項目 | 担当部 |
|-------------------------|--------------|
| コミュニティサイクルネットワークの拡充（再掲） | 道路・交通政策部、土木部 |
| 都市の骨格となる道路ネットワークの整備 | 道路・交通政策部 |
| 交差点改良の推進 | 土木部 |

◆ 環境・取組みの指標

| 項目 | 現状（2018年度 （平成30年度）） | 2024年度（令和6年度） の目標値 |
|--|-------------------------------|-----------------------|
| 自転車通行空間 ^{（注）} 整備延長距離（再掲） | 19.6km | 72.5km |
| 地区幹線道路完成総延長（東京都施工分含む）（整備率：完成延長／計画延長91.5km） | 33.0km（36.1%） | 35.8km（39.1%） |
| 開かずの踏切解消 （京王線沿線まちづくりの推進） | 京王線連続立体交差事業に伴い区が実施する側道の整備110m | 開かずの踏切解消 （2022年度） |

注：自転車専用通行帯や自転車走行帯（ブルーゾーン）。

方針 4-3 : 地球温暖化に適応し、豪雨対策やヒートアイランド対策等に取り組みます

地球温暖化は私たちの暮らしに大きな影響を与えることから、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」に加え、2019年（令和元年）に発生した台風に見られる記録的な暴風雨、猛暑による熱中症など、気候変動によってすでに表れている影響や将来への影響について、被害を防ぐための「適応策」を検討し、安心安全な地域の社会づくりに向けて取り組みます。特に、自然環境が持つ公益的な機能を高めていこうとするグリーンインフラの取り組みにおいては、温室効果ガスの吸収源等として気候変動の緩和に寄与するとともに、気候変動への適応策としても、既存インフラ整備と相互に補完するよう活用して基盤整備を図り、防災・減災対策を複合的に進めていきます。

◆ 施策

① グリーンインフラとしての施設整備

公共施設の設計・整備や緑地等の保全に当たっては、グリーンインフラの観点から豪雨等の防災・減災対策やヒートアイランド対策に資するよう取り組みます。

② 防災・減災対策の強化

頻発する集中豪雨による水害を軽減するため、東京都と連携・調整して、河川や下水道など従来型のインフラの整備を一層推進するとともに、「世田谷区洪水ハザードマップ」の周知に努めます。公共施設をはじめ、助成制度を活用した雨水貯留浸透施設等の区民、事業者の設置の促進、区道における透水性舗装*の整備など、グリーンインフラの観点から、流域全体としての排水性能を高めます。また、協働リーディングプロジェクトの⑥『雨水浸透・利用のすすめ』を支援するため、区としては、雨水浸透機能の保全と再生及び雨水貯留に取り組むとともに、区民・事業者との協働を進めます（詳しくは120～121ページ参照）。

さらに、暴風による電柱の倒壊、電線類の被災に伴う停電対策として、無電柱化を進めます。

③ ヒートアイランド対策の推進

日射によるアスファルト舗装の路面温度の上昇と蓄熱を低減するため、都市計画道路、主要生活道路及び駅周辺の商店街等の生活拠点などにおける遮熱性舗装の整備を、今後も継続して進めます。

また、ヒートアイランド現象の緩和に資する緑地や農地の保全、建物の屋上・壁面などの緑化の推進を図ります。

④ 熱中症対策の推進

熱中症の予防方法を広く周知するとともに、民生委員等の協力を得た上で、高齢者への啓発を強化します。また、室内での熱中症の危険についての注意喚起を行うなど、熱中症の予防に向けた啓発に取り組みます。

また、公共施設等における「お休み処」に関するパンフレットや、「せたがや涼風マップ」の配布により、区民に対する周知活動に努めることで、外出時の休憩スペース等の確保と周知による熱中症の予防に取り組みます。

さらに、区内における木陰の創出、ベンチの頭上・バス停への屋根の設置等を進めるとともに、街なかにおけるドライミストの普及促進や、打ち水等の実施に取り組みます。

⑤感染症予防の普及啓発

気候変動により蚊等の発生のリスクが懸念され、蚊等を媒介とする感染症の予防のため、区民への普及啓発に努めます。

⑥都市農地の保全【方針1-1④再掲】

世田谷の農地は、農産物の地産地消をはじめとして、環境の保全、雨水浸透と水の循環、土とのふれあい、食育の場、災害時の防災空間や世田谷らしい風景の継承など、多面的な機能を有しています。しかしながら、農を取り巻く状況は、都市化の影響や地価上昇による土地所有コストの増大、農業従事者の高齢化や後継者の不足などにより厳しい状況にあり、区内の農地面積は徐々に減少しています。

こうした状況のもと、農業が世田谷になくしてはならない産業として存続していくために、農と住が調和した魅力ある世田谷農業の実践に向けて、「世田谷区農業振興計画」に基づく施策を展開します。区民に都市農業の必要性への理解を進めるため、区民農園や体験農園、世田谷区農地保全方針に基づき区が農地を取得して整備した農業公園などにおいて、区民が農業体験できる多様な場づくりを進めます。

また、学校給食やマルシェ、飲食店等での世田谷産農産物「せたがやそだち」の販路拡大を支援し、「せたがやそだち」を周知することで、区内農業への理解促進を図ります。協働リーディングプロジェクトの①『せたがやカレープロジェクト』において、区民団体、農業関連団体、学校と連携して、「せたがやそだち」などを使って、親しみのあるカレーなどをつくるイベントを行い、区民との協働の中で参加者の生物多様性への関心を高めるとともに、農地や農業の理解促進を図ります（詳しくは111ページ参照）。

さらに、農の風景の保全として豊かな農のある風景を将来に引き継いでいくため、東京都の「農の風景育成地区」に指定されている喜多見四・五丁目地区では、農業振興や農地保全とともに、樹林の保全、風景の継承、農を活かしたまちづくり等の取組みを進めていきます。

◆主な取組み

| 項目 | 担当部 |
|-------------------------|--------|
| 豪雨対策の推進 | 土木部 |
| 工口舗装の整備 | 土木部 |
| 熱中症予防「お休み処」の設置 | 世田谷保健所 |
| 熱中症予防「涼風マップ」の作成・配布 | 世田谷保健所 |
| 都市農地保全に関する啓発イベントの実施（再掲） | 経済産業部 |
| 体験型農園事業の拡充（再掲） | 経済産業部 |

◆ 環境・取組みの指標

| 項目 | 現状（2018年度 （平成30年度）） | 2024年度（令和6年度） の目標値 |
|---|---------------------------|---------------------------|
| 流域対策による雨水流出抑制量 | 428,972m ³ | 571,000m ³ |
| 雨水タンク助成件数（再掲） | 531件 | 711件 |
| エコ舗装（遮熱性舗装） | 57,829m ² | 74,000m ² |
| 農地面積 ^{（注1）} （再掲） | 85.89ha | 80.69ha ^{（注2）} |
| 農業公園の認知率（再掲） | 15.30% | 33%（2021年度） |
| 農家戸数・農業従事者数（再掲） | 318戸・708人 | 305戸・680人 ^{（注2）} |
| 認定農業者・認証農業者 ^{（注3）} 数（経営体数） （再掲） | 認定農業者51経営体・ 認証農業者33経営体 | 認定農業者54経営体・ 認証農業者37経営体 |
| 農業体験参加区民数（再掲）【単年度実績】 | 約37,000人 | 38,400人 |
| 農業イベント参加者数（再掲）【単年度実績】 | 約8,000人 | 9,200人 |
| 生産緑地面積（再掲） | 86.08ha | 79.75ha ^{（注2）} |

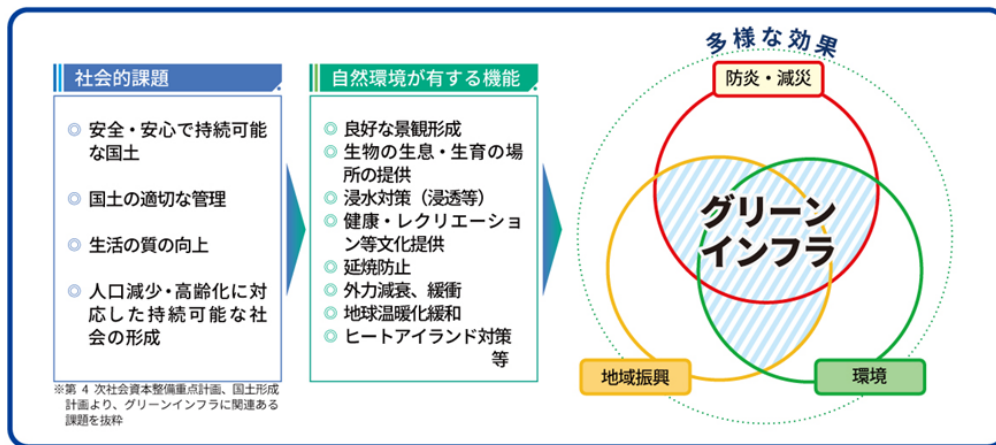
注1：農地面積については、経営農地面積10a以上の農家を対象に集計している。

注2：農地面積、農家戸数・農業事業者数、生産緑地面積については、減少を抑制する目標。

注3：自ら農業経営に向けた目標を持ち、意欲的に取り組む農業者で、今後の区内の農業の牽引役となる農業者。

コラム グリーンインフラ

グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組み」と定義されています。
【国土交通省「グリーンインフラ推進戦略」より抜粋】



○ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

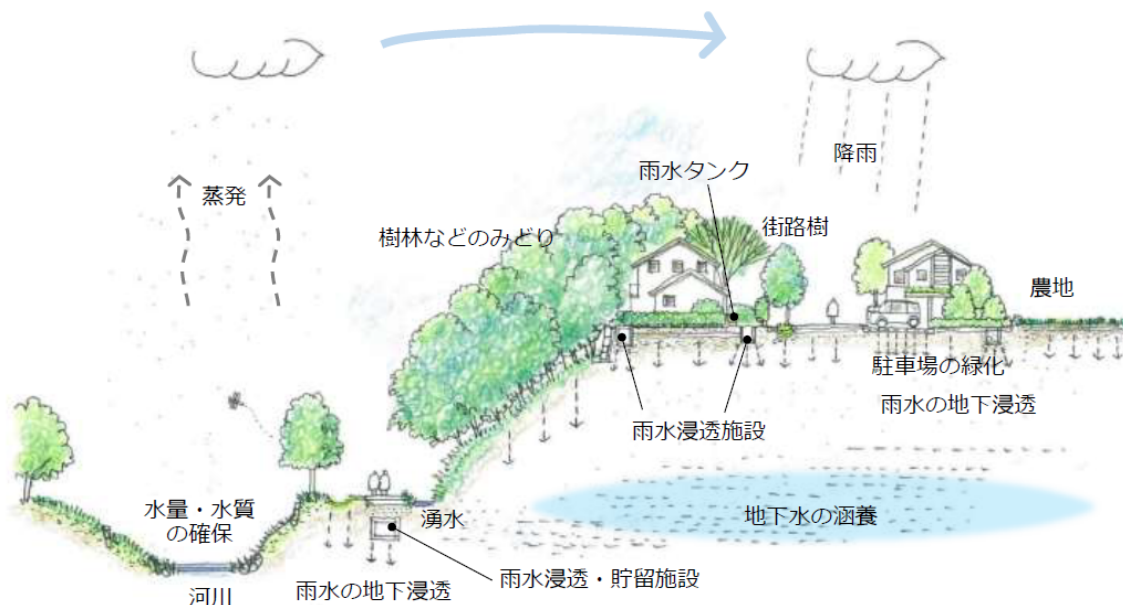
○ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

図：グリーンインフラのイメージ

出典：国土交通省ホームページの図を基に作成

コラム グリーンインフラ（続き）

■グリーンインフラの観点による水循環のイメージ



図：グリーンインフラの観点による水循環のイメージ

出典：「世田谷区みどりの基本計画」

●この計画におけるグリーンインフラに関する主な取組み

| イメージ図に関連する取組み | |
|-------------------|--|
| 樹林などのみどり | 世田谷らしさを象徴する国分寺崖線、社寺林、屋敷林などをはじめとする、みどりの保全を進めます（63～64ページ①、③参照）。 |
| 農地 | 農地が有する多面的な機能を発揮させていくための取組みを進めます（64ページ④、102ページ⑥、111ページ参照）。 |
| 駐車場の緑化 | みどりなどの自然面を活用した駐車場の緑化により、輻射熱の緩和や雨水の透水性の向上に努めます（67ページ⑤、121ページ参照）。 |
| 河川・湧水 | 河川や湧水などの地域の水資源を活かした空間の整備・管理を進めます（70ページ②、106ページ⑤、120～121ページ参照）。 |
| 雨水浸透施設（雨水浸透・貯留施設） | 道路や駐車場などの透水性舗装を拡大するとともに、雨水浸透ます、雨水タンクなどの雨水貯留浸透施設の設置を進めます（67ページ⑥、70ページ①、101ページ②、120～121ページ参照）。 |
| 降雨 | 豪雨による被害への防災・減災対策の強化を、グリーンインフラの観点から進めます（101ページ②、120～121ページ参照）。 |
| その他の取組み | |
| ひとつぼみどり運動 | ひとつぼみどりを促進し、みどりの保全と創出に向けた気運を高めます（67ページ⑤、69ページコラム参照）。 |
| 公共施設の整備 | 公共施設の設計・整備や緑地等の保全に当たっては、グリーンインフラの観点から取り組みます（101ページ①参照）。 |
| ヒートアイランド | ヒートアイランド現象の緩和に資する緑地や農地の保全、建物の緑化に取り組みます（101ページ③、120～121ページ参照）。 |
| 熱中症 | 木陰の創出等の熱中症対策を進めます（101ページ④参照）。 |

基本目標5【生活環境】 快適で暮らしやすい生活環境を確保します

■関連するSDGsの目標（関連するターゲットは61ページ参照）



良好な生活環境を次の世代に引き継ぐには、きれいな空気や水の保全に努め、騒音や振動などを減らすことが必要です。

大気や河川等の水質など、広域的な環境の改善と保全に向けた調査・監視等の継続実施、騒音の防止等の各種公害対策に取り組みます。

地域・区民と協働し、ポイ捨てや歩きたばこの防止などの環境美化に努めるとともに、空家等に関する各種対策を推進することで、区民の健康で、快適な生活環境を確保します。

方針5-1：きれいな空気、水等の環境を確保します

大気汚染物質の常時測定や自動車騒音・振動の調査を行うとともに、東京都が進める交通需要マネジメント推進等の自動車公害対策に協力するなど、必要な対策を講じていきます。

また、より一層の水質向上を図るため、水質等の調査を継続しつつ、河川の水源となる湧水等の保全に向けた取組みを進めます。

さらに、ダイオキシン類や放射性物質など環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす恐れのある物質について、その影響等に関する情報の収集、調査及び区民への情報提供を進めます。

近年では、事業所や解体工事等による騒音や振動のほか、一般家庭における生活騒音のトラブルが増加しています。そのため、事業所への公害防止指導や区民への普及啓発などを通じて、周辺の生活環境に配慮した暮らしやすいまちづくりを進めます。

◆施策

①大気汚染に関わる汚染物質等の監視・調査

大気汚染の状況を把握するため、区内4箇所の大気汚染測定室で二酸化窒素（NO₂）や二酸化硫黄（SO₂）*、一酸化炭素（CO）*、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント*、ダイオキシン類などの汚染物質の監視・測定を行うとともに自動車騒音・振動の調査を実施し、基礎データの収集と、広報紙やホームページを活用した区民への情報提供を行います。

また、光化学スモッグ*、微小粒子状物質（PM_{2.5}）*などの大気中の濃度が基準の数値を超えた場合は、東京都をはじめとする関係機関等と連携し、区民に注意喚起の呼びかけをするなど健康被害の防止に取り組みます。

②水質等の調査の実施

区内における河川の水質汚濁状況を把握するため、水質汚濁に関わる水質等の監視調査を行い、基礎データの収集と、広報紙やホームページを活用した区民への情報提供を行います。

また、河川等の水質異常事故が発生した場合には、東京都をはじめとする関係機関等と連携して調査を行い、原因の特定、被害の拡大防止を図る事故対策を実施します。

③事業所等の公害防止指導

法や条例等で規定する事業所の認可や届出受理の際には、事業活動に伴い発生する騒音、振動、またはアスベストの飛散などの公害防止指導を行い、豪雨による浸水等災害時を想定した流出・飛散等の対策を講ずることを併せて指導します。

また、建物の新築・解体や一般家庭で発生する騒音等については、相談に対応し、各事業者や区民一人ひとりが環境に配慮した行動をとるよう促していきます。

④放射性物質対策

東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、空間放射線量の定点測定や食品の放射性物質検査を実施しています。区内で高線量の放射線量が測定された場合やその恐れがある場合は、区民の安全・安心を確保する観点から、状況の把握に努めるとともに除染を行うなど、適切な対応を図っていきます。

⑤湧水等の保全

大規模開発の事業者に対して雨水浸透への配慮を要請し、湧水の保全及び地下水の涵養を図り、河川の水源を確保します。

⑥農薬の適正使用の啓発

学校などの公共施設や住宅地に隣接する土地等の管理に当たっては、農薬（除草剤を含む）の飛散により、住民等に健康被害が生じないように、できるだけ農薬を使用しない管理や、散布せざるを得ない場合でも飛散防止に努めるよう、区民・事業者への周知啓発を行います。

また、国内外の情報収集に努めるとともに、公共施設において農薬を散布せざるを得ない場合には、事前に近隣住民等へ周知しつつ、環境負荷や安全性に十分配慮したものを使用します。

◆主な取組み

| 項目 | 担当部 |
|---------------|-------|
| 大気汚染の測定等 | 環境政策部 |
| 河川水質等調査の実施 | 環境政策部 |
| 事業所に対する公害防止指導 | 環境政策部 |
| 空間放射線量の測定等 | 環境政策部 |
| 雨水浸透施設設置の普及推進 | 土木部 |
| 雨水タンク助成 | 土木部 |
| 雨水の活用促進 | 土木部 |

◆環境・取組みの指標

| 項目 | 現状（2018年度 （平成30年度）） | 2024年度（令和6年度） の目標値 |
|------------------|------------------------|-----------------------|
| 二酸化窒素の環境基準の達成率 | 100% | 100%（注） |
| 浮遊粒子状物質の環境基準の達成率 | 100% | 100%（注） |
| 河川BODの環境基準の達成率 | 100% | 100%（注） |
| 雨水タンク助成件数（再掲） | 531件 | 711件 |

注：二酸化窒素の環境基準の達成率、浮遊粒子状物質の環境基準の達成率、河川BODの環境基準の達成率については、現状の環境水準を維持する目標。

方針5-2：生活環境を守り、快適なまちをつくります

住宅都市である世田谷区は、人口増加が続く中で、住宅の細分化や、一層の住宅密集が進むなど、住宅地での生活環境の確保が課題となっています。

たばこの吸い殻や空き缶、レジ袋などのごみのポイ捨てや喫煙による迷惑行為については、ポイ捨て防止や喫煙マナーの向上に向けた取組みが求められています。

一方、区内では、住宅が増加し、老朽化した建物や管理不全な状態の空家などによる、近隣の生活環境への対応が求められています。さらに、カラスによるごみの散乱や人が襲われる被害やハクビシンによる臭い等の被害など、鳥獣への対策も必要となっています。

また、子どもの声の近隣問題については、良好な地域コミュニティの中で、周辺的生活環境との調和を図りながら、子どもの健全な発達・育成に配慮していきます。

◆ 施策

①「世田谷区たばこルール」や「地域環境美化清掃活動」等による環境美化の徹底

「身近なまちづくり推進協議会」による地域の美化や、緑化活動をはじめ、ごみゼロデー（5月30日）前後での環境美化啓発キャンペーン等の実施や、定期的な清掃活動によって区民・事業者の行動を促すとともに、落書き防止等の環境美化活動を支援します。

また、使い捨てプラスチックなどの散乱ごみ防止につながる協働リーディングプロジェクト⑦の『みんなのまちのクリーン大作戦』を支援するため、気軽にボランティアとして参加できる仕組みづくりや、清掃用具・ごみ袋の提供、集めたごみ（分別された）の収集運搬などに取り組み、区民・事業者等との協働を進めます（詳しくは122～123ページ参照）。

「世田谷区環境美化等に関する条例」に基づくたばこルールの路上・公園での喫煙禁止の徹底を図るため、たばこマナーの向上に向けた環境美化指導員による巡回指導や、路面標示・電柱・ガードレール看板等を活用したPR、また、区民、事業者と連携したキャンペーン活動によるたばこルールの周知及び喫煙マナーの向上に取り組みます。喫煙場所整備に向けた補助等を推進し、誰もが快適に過ごせる環境を創出します。また、ポイ捨てされた吸い殻の数のモニタリングや路上喫煙率調査により進捗管理を行います。

②「世田谷区空家等対策計画」に基づく空家等の適切な管理等の推進

「世田谷区空家等対策計画」に基づき、情報収集、発生抑制、適切な管理・流通、利活用、管理不全な空家等の対策を進めることで、良好な生活環境の確保に努めます。

例えば、空家の発生抑制の取組みと、空家の適切な管理・流通が行えるような所有者等への情報提供や、「世田谷区空き家等地域貢献活用事業」を実施し、所有者と利用団体へのマッチングによって空家等を利活用するなどの必要な支援を行います。

③住居等の適正な管理

マンション管理組合同士のネットワーク化に対する支援の他、国や東京都の施策動向を踏まえ、マンションの適正な管理・運営を図ります。

④有害鳥獣対策の推進

繁殖期におけるカラスの威嚇・攻撃から区民の安全を確保するため、巢の撤去や落下したヒナの捕獲などのカラス対策に取り組みます。

また、東京都や周辺自治体と関連情報を共有し、ハクビシンやアライグマ等の区内への侵入経路や被害状況に関する情報収集を継続するとともに、「箱わな」の設置による捕獲や啓発活動を中心とした防除対策などにより、人的被害の拡大を防ぎます。

⑤特定外来生物への対応

人間活動の発展に伴い人や物資の移動が活発化し、人がペットとして外来種生物を国内に持ち込む場合と、物資に付着するなどにより国内に外来生物を持ち込むことが増加しています。

平成29年（2017年）に南米原産のヒアリが国内で初めて確認され、以降各地の主要港湾でヒアリが確認されています。

世田谷区内でヒアリ、セアカゴケグモなどが確認された場合は、環境省及び東京都と連携し、発見された固体は全て駆除するとともに、定着を阻止するための対策を実施していきます。

◆主な取組み

| 項目 | 担当部 |
|----------------------------|-------------------------------|
| 喫煙による迷惑行為・ポイ捨て防止の普及啓発活動の推進 | 環境政策部 |
| 環境美化活動の支援 | 環境政策部 |
| 空家等対策の推進 | 各総合支所・環境政策部・都市整備政策部・防災街づくり担当部 |
| カラスの巣撤去緊急事業の実施 | 環境政策部 |
| ハクビシン防除事業の推進 | 環境政策部 |

◆環境・取組みの指標

| 項目 | 現状（2018年度 （平成30年度）） | 2024年度（令和6年度） の目標値 |
|---------------------------------|------------------------|-----------------------|
| 歩きたばこ・路上喫煙防止キャンペーン回数 【単年度実績】 | 202回 | 220回 |
| 区内のたばこマナーに関する満足度 | 37.60% | 65% |
| 路上喫煙率【単年度実績】 | 0.30% | 0.10% |
| 指定喫煙場所の数 | 25箇所 | 55箇所 |

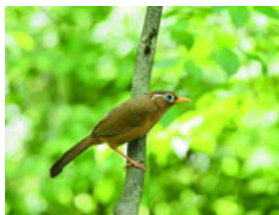
コラム 外来種・侵略的外来種・特定外来生物

外来種とは、本来その地域に生息していなかった生きものが、人間の活動によって、他の地域から持ち込まれた生きもののことです。この外来種の中でも、地域の生態系に大きな影響を与え、生物多様性を脅かす恐れのあるものを侵略的外来種といいます。我が国では、2005年（平成17年）に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行されました。この法律では、侵略的外来種の中から特定の種を特定外来生物に指定し、「その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行うとともに、必要に応じて国や自治体が野外等の外来生物の防除を行うこと」が定められています。

世田谷区内の特定外来生物については、アライグマ、ガビチョウ、オオキンケイギクなどが生息・生育しています。



アライグマ



ガビチョウ



オオキンケイギク

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編